

第2章 登山における引率者

高校生等は、登山に関する知識や体力も発達の途上であることから、高校生等の登山において、登山が安全に実施され成果を残す上では、引率者が果たす役割は極めて大きい。

この章では、引率者がこの職責を果たすことができるよう、登山計画を立案・作成する前にもう一度引率者の意義や役目について確認する。

1 引率者の意義と役目

登山の目的を達成することはもとより、自然の中で行うスポーツであるが故のあらゆるリスクから参加生徒等の身体・生命の安全を守る必要があることから、部活動登山や学校行事における集団登山は、学校及び引率者の責任において行われる必要がある。

また、全ての登山の計画立案、実施、反省等の各段階において、引率者は参加生徒等に対し指導を行うものとするほか、年間計画を立て、校長の了解や保護者の理解を得ながら、学校教育の一環として登山を実施し、参加生徒等の力量を計画的、段階的、組織的に高めていくものとする。

《 引率者が行うこと 》

○山行前

- ・登山の計画を参加生徒等とともに立案する。
- ・登山に必要な知識、技術の習得に向け指導する。
- ・登山計画書を参加生徒等とともに作成し、校長の承諾を得る。
- ・登山計画書を県教育委員会その他関係機関に届け出て、必要に応じ承認や許可を得る。
- ・参加生徒等の保護者に登山活動の概要を知らせるとともに、参加の承諾を得る。
- ・参加生徒等の健康状態を把握する。

ただし、学校行事における集団登山において、参加者が多数である等の理由により登山計画の立案及び登山計画書の作成を参加生徒等とともに行うことが困難な場合には、この限りではない。

○山行中

- ・参加生徒等の安全を確保する。
 - 参加生徒等の健康状況、危険箇所、天候の変化等に細心の注意を払う。
 - 安全登山の実施を最大の目的とし、撤退を常に意識する。
 - 事故等が発生した場合には、全員の安全を確保し、救助を要請する。
- ・承認を受けた計画内容を忠実に実行する。

○山行後

- ・下山後、校長等へ速やかに報告する。
- ・成果を最大限にするため、参加生徒等とともに反省会を開く。
- ・登山報告書を県教育委員会に提出する。

2 引率者の要件

登山の実施については、部活動であれ、学校行事であれ、学校の管理下において実施するものであることから、当該学校の教員又は部活動指導員が引率者となり、出発から帰校するまで責任を負うものである。

また、登山は、急激な天候の変化に代表されるような、日常生活とは異なる環境下で、適確に対応していくことが求められる。

そのため、本県高校生等の登山活動中の安全を確保するため、全ての山行において、登山特有の知識や経験を有している登山アドバイザー（部活動指導員）の帯同を必須とする。

なお、引率者となる教員は、県が指定した研修等に参加するなど、登山の知識や技術を習得するための研鑽を積むこと。

3 引率者の人数

登山は、山の中での活動である特殊性から多人数を一人の引率者が指導監督するには限界があることから、参加生徒等 10 名につき 1 名以上を引率者として置くこととする。

ただし、学校行事における集団登山について、この基準によりがたい場合は、登山ルート等を勘案した上で登山計画審査会が了承した場合はこの限りではない。

また、1 パーティにつき 2 名以上の引率者を置くことを必須とする。

引率者それぞれの役割分担や指揮系統を明確にしておくことが、山行中、特に不測の事態に遭遇した際に適確な対応を取る上で必要なことから、必ず引率責任者を置くこととする。また、学校行事における集団登山においては、養護教諭等を引率者に加えることが望ましい。

4 登山アドバイザー

登山アドバイザーは、安全登山の実施に向けて、原則として全ての登山において、生徒の安全確保に資するとともに、引率者に技術や経験の伝達及び実践的な指導を行う。また、アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に参加していることに加え、次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行における留意事項等の専門的な知識を十分に有している者とする。

- (1) (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ 1、コーチ 2、コーチ 3 又はコーチ 4 の資格保持者
- (2) (公社)日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージⅠ又はステージⅡの資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージⅠ、ステージⅡ又はステージⅢの資格保持者